

## 役員の公募について

一般社団法人海洋産業研究会は、次により役員候補者を公募いたします。

### 1. 公募する役員候補者

常務理事 1名

なお、常務理事候補者は、定款に基づき、①総会による理事選任、②理事会の互選による常務理事選任の手続きを経て、常務理事に就任することになります。

### 2. 職務、勤務条件等

職 務 常務理事

- ・会長を補佐し、当会定款に定める事業を実施する
- ・事務局長および事務局業務を監督する
- ・会の財務運営を健全に保つ

勤務形態 常勤

報 酬 当会の規程による

任 期 2020年5月～2年間（再任可）

※着任時期および当面の勤務形態については相談に応じます

### 3. 応募、選考方法

#### （1）応募者の資格・経験等

- ①当会の目的および業務内容等について十分な理解を有し、関係府省、関係業界団体等と協議、調整し折衝する能力を有すること。
- ②海洋関係で十分なプロジェクト管理あるいは経営管理経験を有すること。
- ③国または地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間企業等において、組織管理等の経験があり、常務理事の職責を誠実、かつ適切に遂行できる能力を有すること。また、事務局の諸課題に対し、職員を指揮監督し、的確に対処できる経験と実績を備えていること。
- ④一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

#### （2）応募方法

##### ①応募書類

###### ア 自筆の履歴書

学歴、職歴、取得資格、健康状態等を詳細に記載し、3ヵ月以内に撮影した写真を貼付して下さい。連絡先は、電話番号、メールアドレスを必ず記載してください。

###### イ 下記テーマの小論文（A4判、2000字程度）

テーマ「我が国海洋産業の今後の在り方」 または「海産研の今後の果たすべき役割」

##### ②提出方法

応募書類を下記まで郵送してください。なお封筒表に「応募書類在中」と記載してください。  
送付先：〒105-0003 東京都港区西新橋 1-19-4 難波ビル7階 一般社団法人海洋産業研究会

#### 4. 応募期限

4月10日（金）

#### 5. 選考方法

現職理事ほかで構成する選考委員会により、第一次書類選考、第二次面接選考を実施し、役員候補者を選考します。

#### 6. 選考結果の通知

応募者全員に結果を通知し、第一次選考の合格者には、第二次選考の日時等についてもお知らせします。また、第二次選考の対象者全員に結果をお知らせします。

#### 7. その他

- (1) 応募書類の返却はいたしません。
- (2) 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- (3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本応募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。選考終了後、当会の責任で速やかに破棄処分します。
- (4) 当会の概要、事業内容、決算等の関連情報は当会ホームページに掲載しています。  
(一般社団法人海洋産業研究会ホームページ <https://www.rioe.or.jp/> )

#### 8. 問合せ先

一般社団法人海洋産業研究会 総務課（担当：樋口）  
電話番号 03-3581-8777

(参考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） 抜粋

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）